

社会的企業研究会

韓国社会の經濟調査報告

2015年12月22日(火)18:30—20:30

明治大学経営学部 小関 隆志

科研費

- 科学研究費助成事業 基盤研究(C)(一般)「社会的排除に対する社会的連帯経済の役割に関する日韓比較調査」
- 研究代表者 柳澤敏勝
- 研究期間 2015～2018年度(4年間)
- 研究分担者 中川雄一郎、小関隆志、久保隆光
- 研究協力者 熊倉ゆりえ、朴貞仁

今回の韓国調査に至る歴史的経緯

- 2014年3月 韓国の社会的企業の調査(小関、今井)
 - ◆ 日欧社会的企業比較研究センターの活動の一環として
 - ◆ iCOOP、聖公会大学などを訪問
 - ◆ 聖公会大学・張承権教授と面談し、**研究協定について意向を打診**

- 2014年9月 韓国マイクロファイナンスの調査(小関)
 - ◆ 訪問調査自体は小関の科研費(若手研究A)で実施
 - ◆ ソウルでミニシンポジウムを開催(日欧社会的企業比較研究センター共催)
 - ◆ 報告書の発行は日欧社会的企業比較研究センター

今回の韓国調査に至る歴史的経緯

- 2015年5－9月 韓国の社会的経済に関する**文献収集**
 - ◆ 柳澤科研(基盤研究C)の一環として
 - ◆ 訪問調査に先立ち、**予備的に知識を得ることが目的**
 - ◆ 牧野美希氏(立命館アジア太平洋大学)の翻訳協力
 - ◆ 8月 **社会的企業研究会での報告(1)** 主な文献と基礎情報を紹介
 - ◆ 9月末 キム・ジョングル論文の翻訳完成

- 2015年6月 聖公会大学校と明治大学との**研究協定締結**

今回の韓国調査に至る歴史的経緯

■2015年9月 **韓国訪問調査**

- ◆柳澤科研1回目の訪問ということで、**基礎的な情報収集が趣旨**
- ◆参加者：柳澤・久保・熊倉・朴・小関（計5名）

■2015年11月 **訪問調査報告書発行**

- ◆12月 **社会的企業研究会での報告(2)** 訪問調査の結果

前回の社会的企業研究会の報告

■前回の社会的企業研究会での報告(2015.8.31)

◆藤井「韓国社会的企業の歴史的展開」

- 第二次世界大戦後から今日に至る歴史的経緯を年表に整理

◆朴「韓国の社会的経済の基礎概念」

- 韓国の社会的経済の歴史的経緯、組織の種類を整理

◆小関「韓国の社会的経済組織形態の種類について」

- ハン・サンジン(2014)「社会的排除論と韓国の社会的経済組織」と
- キム・ウィヨン、イム・ギホン(2015)「韓国の社会的経済組織の見取図」を紹介
- 韓国の多様な社会的経済組織の全体像を示した
- 政府の支援策が縦割り

前回の社会的企業研究会の報告

■前回の社会的企業研究会での報告(2015.8.31)

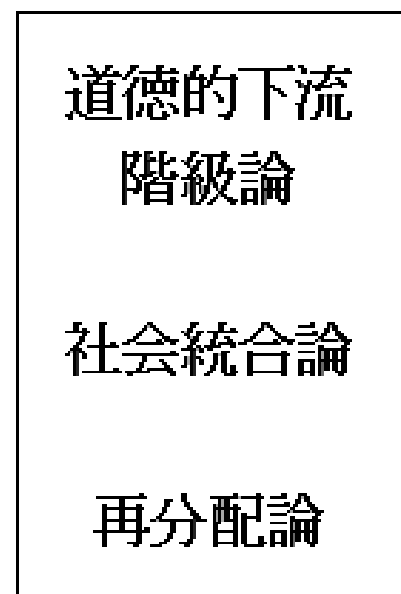
◆ ハン・サンジン(2014)「社会的排除論と韓国の社会的経済組織」

- 著者は、社会的経済組織を、社会的排除論の3つの理論に当てはめて解釈した
- 「道徳的下流階層論」(福祉依存の防止と自立)⇒自活企業
- 「社会統合論」(人件費支援による有給労働への統合)⇒認証社会的企業
- 「再分配論」(再分配と互惠の結合)⇒協同組合

- 1990年代以降の、社会的経済組織の歴史を概説した(自活企業、認証社会的企業、マウル企業、協同組合に対する政府の支援政策)
- 政府による施策のねらいや意義に関しては言及なし

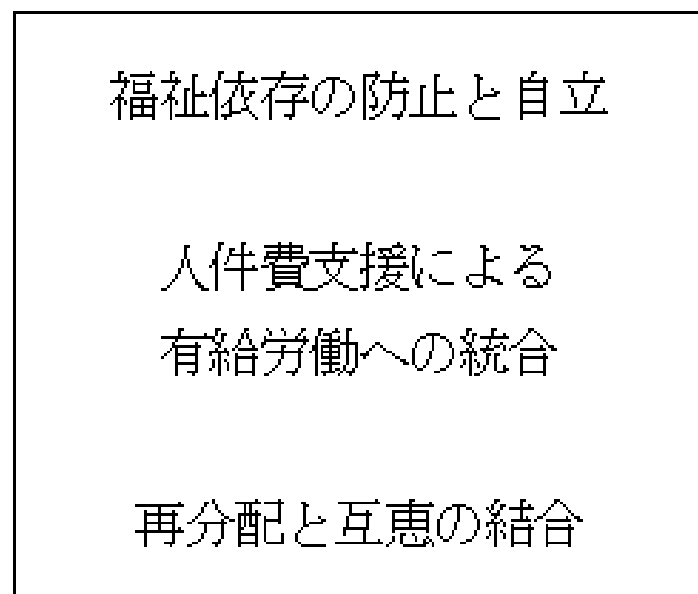
前回の社会的企業研究会の報告

社会的排除論



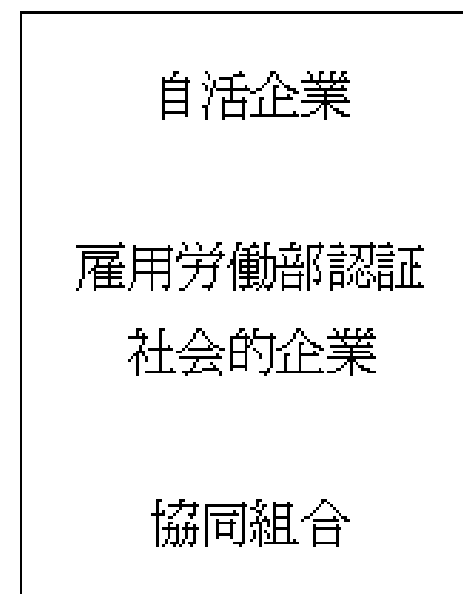
→

社会的排除克服の課題



→

社会的企業の形態



〈図1〉社会的排除論と関連の社会的企業

出典：ハン・サンジン(2014)

前回の社会的企業研究会の報告

■前回の社会的企業研究会での報告(2015.8.31)

- ◆ キム・ウィヨン、イム・ギホン(2015)「韓国の社会的経済組織の見取図」
 - 著者は、多様な社会的経済組織を、独自の基準で分類した
 - 「個別分野のサービス志向」対「地域共同体志向」の対立軸と、「資本結合志向」対「人的結合志向」の対立軸で、4象限に分けた
 - 主な社会的経済組織は、「サービス志向」兼「人的結合志向」の象限に分類されている

- 社会的経済基本法案：与党案と野党案の比較

〈図 3〉韓国の社会的経済 Mapping

前回の社会的企業研究会の報告



■ 出典: キム・ウィヨン、イム・ギホン(2015)

〈社会的経済への関連性〉

* 主要な社会的経済組織 予備社会的経済組織 その他の社会組織 I その他の社会組織 II

前回の社会的企業研究会の報告

(1) 社会的経済基本法案における社会的経済組織の定義と範囲

	定義	共通している類型	独自の類型
与党・セヌリ党案	・協力と連帯、自己革新と自発的参加に基づいた社会サービスの拡充、雇用の創出、地域共同体の発展など、公益に寄与する社会的価値の創出のための全ての経済活動	・社会的企業 ・協同組合 ・農漁業法人	・自活企業 ・中央・広域・地域自活センター ・マウル企業 ・障害者標準事業場 ・障害者職業リハビリ施設 ・社会福祉法人
野党・セジョンリョン党案	・互惠協力、社会連带的関係に基づいた共同体の利益と社会的価値を追求する民間の全ての社会経済的活動	・社会的経済企業支援組織	・社会的企業連合会 ・協同組合連合会 ・中間支援組織 ・社会的経済活動を持続的に営んでいると認められる企業

■ 出典: キム・ウィヨン、イム・ギホン(2015)

※ソウル市の「社会的経済政策企画団」(2012年設置)は、社会的企業、協同組合、マウル企業、自活企業の4つの組織類型を中心に支援政策を設けた。

前回の社会的企業研究会の報告

■ 藤井氏「韓国社会的企業の歴史的展開」(年表)より抜粋

- ◆「2012年 協同組合基本法の制定とその背景:協同組合運動再度における問題意識と同時に、政府側(キム・チョンゴル氏等)では、社会的企業の限界性についての認識もあった(市場経済ではなく、相互に連帯した経済のあり方、協同組合間協同を重視)」
- ◆「2013年 《問い》 政府における法制化の中心を担ってきたキム・チョンゴル氏等の考え方とソウル市長朴元淳氏の考え方は、ほぼ同じと考えて良いのか、それとも違うのか、両社とも問題解決の一つの解として協同組合(社会的経済＝連帯経済的視点)を重視してきた点は同じだが、違いがあるとすれば、それはどこにあるのか。」
- ◆「2014年 社会的経済基本法の法制化の動き(行政・市民社会の縦割りの打破が主要目的)」

訪韓調査の目的

■ 韓国の社会的連帯経済に関する**基本的情報の整理**

- ◆ **韓国社会的企業振興院**を訪問し、社会的企業振興院が成立する過程、役割、今日の社会的企業の実態について、基本的な情報を得る
- ◆ 社会的企業をはじめとする社会的連帯経済について、最も詳しいであろう**研究者たち**から専門的知識を得る
- ◆ 聖公会大学校との**研究協定締結後の交流**

訪問先

■9月16日(水)

- ◆韓国社会的企業振興院 チェ・ヒョクジン氏

■9月17日(木)

- ◆建国大学校環境科学科教授 金才賢(キム・ジェヒョン)氏
- ◆漢陽大学校国際大学院教授 金鍾杰(キム・ジョングル)氏

■9月18日(金)

- ◆聖公会大学校大学院協同組合経営学科教授 張承権(チャン・ソンクォン)氏

参照した論文

- キム・ジョングル(2014)「新しい成長と社会統合戦略:社会的経済」イ・グンシクほか著『韓国型福祉国家』哲学と現実社(牧野美希氏翻訳)
 - ◆ 訪問調査時のインタビュー結果とかなりの程度重複した内容
 - ◆ 資料中に(論文)とあるのはこのキム論文を指す

報告内容の構成

■社会的経済の法制度

1. 社会的企業育成法
2. 協同組合基本法
3. 自活企業・マウル企業を含む社会的経済組織の全体像
4. 社会的経済基本法

■教授による実践事例

- ◆コミュニティビジネス
- ◆協同組合教育・コンサルティング

1. 社会的企業育成法

(1) 社会的企業の背景

チェ・ヒョクジン氏(韓国社会的企業振興院)の見解 (報告書p.6)

■金融危機、景気低迷、大量失業を背景

■政府の問題意識

1. 持続可能な雇用対策が必要
2. 少子化や急激な高齢化への対策が必要
3. グローバル化の下で、景気回復しても雇用創出が容易ではない
4. 高齢化に伴う福祉需要に応え、雇用を創出する主体は、非営利・公益ビジネスだ
5. 市民社会活動家は経済的に余裕がなく、個人の財源ではリスクが多い

■民間専門家は政府の支援下で、ヨーロッパの社会的企業の経験を学ぶ(2003年～)

1. 社会的企業育成法

(1) 社会的企業の背景

チェ・ヒョクジン氏(韓国社会的企業振興院)の見解 (報告書p.7)

■ 政党の立場

1. 保守政党: 社会的企業が活性化されれば、国家の福祉財政に大きく貢献し、財政圧迫を減らし、大きな政府を避けるという期待
2. 進歩政党: 社会的企業がコミュニティレベルの共同体や連帯意識を強化させ、市民意識を強化するという期待

■ 保守党・進歩党の穏健派が社会的企業育成法を支持

- ◆ 各政党に市民運動経験者を迎え入れている
- ◆ 市民運動に好意的な政治家が重要な役割を果たしている

1. 社会的企業育成法

(1) 社会的企業の背景

チェ・ヒョクジン氏（韓国社会的企業振興院）の見解（報告書p.8-9）

■ヨーロッパの社会的企業のモデル

1. **イギリス**: Community Interest Company (CIC) ⇒ **地域社会貢献型**の社会的企業
2. **イタリア**: 社会的協同組合 ⇒ **社会的脆弱階層へのサービス型** (A型)、**雇用型** (B型)
3. その他: ベルギーなど **他国の社会的企業のモデル** を取り入れ、上記に収まらない **新たなものを「その他型」とし**、認証の範囲を広げている

■社会的企業育成法にイギリスとイタリアのモデルを明記

1. 社会的企業育成法

(1) 社会的企業の背景

キム・ジョングル氏(漢陽大学校)の見解 (報告書p.21-22)(論文p.339-345)

■ 韓国の福祉政策の抱える課題

- ◆ **脆弱な福祉体系**。国民負担率(GDPに占める税・社会保障費の割合)がOECD諸国中最低水準
- ◆ 市場の変動が激しく、取り残された人が多い
- ◆ 福祉予算は、国家予算(年間330兆ウォン)の3分の1だが不十分
- ◆ 福祉政策は揃っているものの、**社会保険・扶助は薄く広く敷かれている**
- ◆ 福祉政策を実行するために膨大な官僚機構が必要。**政府の各部署が縦割り行政で、類似の政策を量産する**

1. 社会的企業育成法

(1) 社会的企業の背景

キム・ジョングル氏(漢陽大学校)の見解 (報告書p.21-22)(論文p.382)

■ 韓国の福祉政策における社会的企業の位置づけ

1. 社会保険

2. 社会扶助

3. 社会サービス提供

社会的企業が支援対象となる分野

4. 雇用促進関連

■ 行政直営の必要な事業以外は、積極的に社会的経済組織を活用すべき

1. 社会的企業育成法

(1) 社会的企業の背景

キム・ジョングル氏(漢陽大学校)の見解 (報告書p.21-22)(論文p.345-353)

■ 韓国の福祉政策の改善策

1. 政府の重複予算と事業の再整理

⇒ 縦割り行政を打破して、類似の事業をまとめる

2. 福祉の伝達体系を整備する

⇒ 高齢者養護施設などの政府委託事業や、補助金事業には不透明と大規模な不正が起きているという批判

効率的な福祉サービスの担い手として、認証社会的企業を位置づける
政府から認証されて支援を受ければ、透明性が高まる
(社会的企業は寄付・ボランティアを引き出せるため)

1. 社会的企業育成法

(2) 社会的企業の成果と課題

チェ・ヒョクジン氏(韓国社会的企業振興院)の見解 (報告書p.10)

■社会的企業育成事業の成果

- ◆ 政府の財源が終了3年後の社会的企業の88%が生存している
- ◆ 営利企業は、創業3年後に40%代半ば程度が生存している

⇒ 政府の支援は、社会的企業の自立性を毀損したのではなく、創業段階のリスクを解消するのに役立った

1. 社会的企業育成法

(2) 社会的企業の成果と課題

キム・ジェヒョン氏(建国大学校)の見解 (報告書p.14)

■ 社会的企業育成事業の課題

- ◆ 社会的企業の補助金終了後に、事業の継続が懸念される
- ◆ 認証にあたって書類の要求が多く面倒だ
- ◆ 市民運動のボランタリー性がなくなり、社会全体の均衡にとって良くない
- ◆ 社会的企業の製品の質や技術力は低く、規模拡大には資本の限界がある

1. 社会的企業育成法

(2) 社会的企業の成果と課題

キム・ジョングル氏(漢陽大学校)の見解 (報告書p.23)(論文p.349-350,357,365,391)

■社会的企業育成事業の課題

- ◆ 社会的企業が自立的に経営するのは難しい。寄付・ボランティアの力が弱く、また社会的企業の市場競争力がない
- ◆ 韓国の非営利組織の財源や成果について資料が公開されず。寄付、ボランティア、倫理的消費・投資を集めるだけの社会的信頼がない

■社会的企業タスクフォース(責任者キム氏)が政策をまとめる

- ◆ 2011年6月 国民経済対策会議が「社会的企業育成総合対策」発表

2. 協同組合基本法

(1) 協同組合基本法の背景

キム・ジョングル氏(漢陽大学校)の見解 (報告書p.23-24)(論文p.391)

■ 社会的企業育成事業の限界

- ◆ 政府による支援だけでは、社会的企業の寄付・ボランティアの力・市場競争力を強化しきれない
- ◆ 本来の政策目標の規模(10兆ウォンの社会サービス予算・11兆ウォンの財政雇用事業予算の効率化、社会的経済化)に届かず、雇用労働部の事業(1500億ウォン)の範囲内に矮小化された
- ◆ 社会的企業を支援する別の組織として、協同組合に着目した

2. 協同組合基本法

(1) 協同組合基本法の背景

キム・ジョングル氏(漢陽大学校)の見解 (報告書p.23-24)

- 協同組合基本法タスクフォース(責任者キム氏)が政策をまとめる
 - ◆ 2011年8月 協同組合基本法案を国会に提出
 - ◆ 2011年12月 国会で満場一致で成立
 - ◆ 2012年12月 基本法施行

2. 協同組合基本法

(2) 協同組合への支援政策

チャン・ソンクオン氏(聖公会漢陽大学校)の見解 (報告書p.46-47)

■ 社会的協同組合に対する支援

- ◆ 雇用労働部の下で、社会的企業振興院が、社会的協同組合に補助金を支給する
- ◆ 企画財政部は社会的協同組合に政策面で支援する

■ 一般協同組合に対する支援

- ◆ 中小企業庁は、中小規模の事業者協同組合を支援する

2. 協同組合基本法

(3) 協同組合基本法の成果と課題

キム・ジョングル氏(漢陽大学校)の見解 (報告書p.24)(論文p.359, 370-373)

■ 協同組合基本法の成果

- ◆ 毎月200件のペースで、当初の予想以上に協同組合が増えている。どの業界でも自由に協同組合を設立できるので、様々な協同組合が生まれた。
- ◆ 社会的協同組合の法人格の獲得は、社会的経済の支援機能を公式のものにするとともに、所属団体(組合員)の結束力を強める重要な契機となった 《ウォンジュ協同社会経済ネットワークの事例、ソウル市の社会的協同組合ドウヌリの事例》

2. 協同組合基本法

(3) 協同組合基本法の成果と課題

チェ・ヒョクジン氏(韓国社会的企業振興院)の見解 (報告書p.9)

■ 協同組合基本法の成果

- ◆ 協同組合を全ての産業分野で自由に設立されるようになった
- ◆ 法人格としての社会的協同組合を保障することが可能になった

キム・ジェヒョン氏(建国大学校)の見解 (報告書p.14)

■ 協同組合基本法の課題

- 実際に経済活動している協同組合は少ないのではないか。

3. その他の社会的経済組織

(1) 自活企業・マウル企業

キム・ジョングル氏(漢陽大学校)の見解 (報告書p.25, 30)

■マウル企業

- ◆ 行政安全部が所管
- ◆ 補助金は最大2年間。1年目5000万ウォン、2年目3000万ウォン

■自活企業

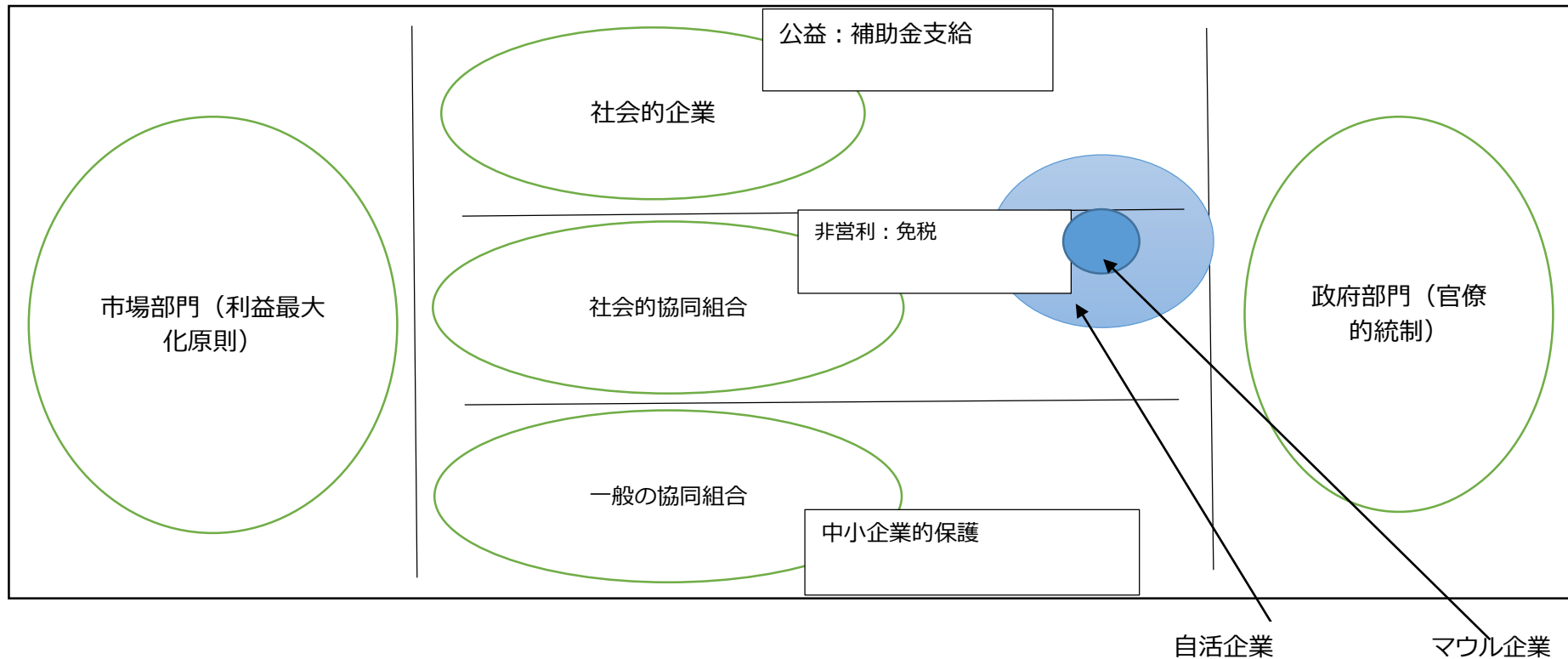
- ◆ 保健福祉部が所管
- ◆ 3-5人という零細規模の組織
- ◆ 法人格と補助金(マウル企業の補助金と類似したもの)

■自活企業やマウル企業のみで終わるのでなく、**ゆくゆくは、社会的企業が、中小企業への発展が期待されている**

3. その他の社会的経済組織

(2) 社会的経済組織の全体図

キム・ジョングル氏(漢陽大学校)の見解 (報告書p.24)



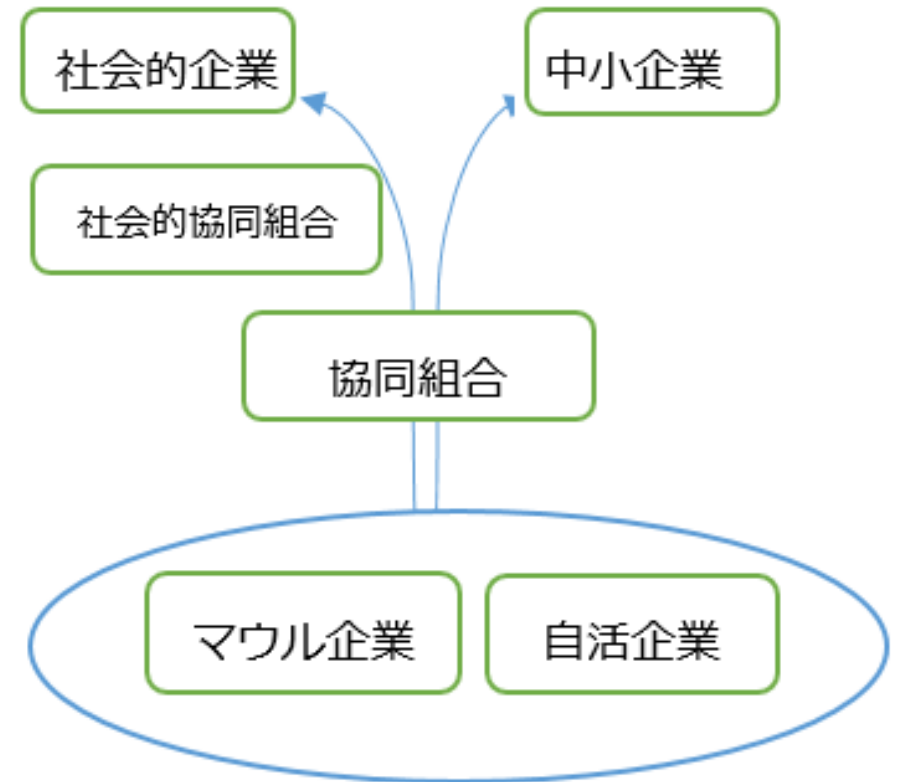
3. その他の社会的経済組織

(2) 社会的経済組織の全体図

キム・ジョングル氏(漢陽大学校)の見解
(報告書p.24)

■ 社会的企業に至る道筋

- ◆ ゆくゆくは社会的企業か中小企業に発展させる
- ◆ 社会的企業の条件は高すぎる
- ◆ 社会的企業に行く「足場」を作るのが協同組合基本法の役割



4. 社会的経済基本法案

(1) 社会的経済基本法案の背景

キム・ジョングル氏(漢陽大学校)の見解 (報告書p.25-26)(論文p.377-380)

■ 社会的経済基本法案の背景

- ◆ 政府の各部署が、縦割り行政で社会的経済組織を所管する
- ◆ 個別にはよい政策体系が備わっているが、この全てが国政のブランドとして機能していない。社会的経済政策としてパッケージ化し、国民に提示すべき
- ◆ 縦割りの政策では地域社会のネットワーク構造が分断されてしまう恐れ
- ◆ 国民経済対策会議(2011.6.9)で、国務総理室が多様な社会的経済組織への支援事業を全て調整するという案を出したが、実現せず

4. 社会的経済基本法案

(1) 社会的経済基本法案の背景

キム・ジョングル氏(漢陽大学校)の見解 (報告書p.25-26)(論文p.377-380,392-393)

■ 社会的経済基本法案の目的

- ◆ 各部署で行う社会的経済関連政策を、一定の基準で整理する
- ◆ 社会的金融の整備: 政策ファンドなどの資金を社会的経済に結び付ける
- ◆ 社会的調達拡大: 公共購買、公共委託の体系を整備し、最低価格入札ではなく社会的価値を反映させる
- ◆ 透明性の向上: 政府支援の説明責任と民間寄付の活性化のため
- ◆ 社会的経済人の養成
 - ⇒ 縦割り行政の弊害をなくして効率化を図ることが目的

4. 社会的経済基本法案

(2) 社会的経済基本法案の内容と経過

キム・ジョングル氏(漢陽大学校)の見解 (報告書p.26-27)(論文p.379)

■ 社会的経済基本法案の内容

- ◆ 大統領直属の「社会的経済委員会」が、社会的経済関連政策を整理する
- ◆ イギリスを参考。首相直属のOffice for Civil Societyが関連政策を調整している
- ◆ 企画財政部が幹事役を務める

■ 社会的経済基本法案の経過

- ◆ 国会に上程されたが、まだ成立していない
- ◆ (キム・ジョングル氏) 部署間の利害対立: 雇用労働部、民間の癒着関係が反対
- ◆ (チェ・ヒョクジン氏) 与党が、他の3-4の与党法案と一緒に上程し、野党が反対

5. 実践事例

(1) コミュニティビジネス

キム・ジェヒョン氏(建国大学校)の実践 (報告書p.15-16)

■ カジノ会社の地域貢献

- ◆ 廃坑の石炭町で、地域活性化のため5年前にカジノ会社を誘致した
- ◆ カジノ会社は純利益の1割を地域社会に貢献する(毎年30億円)
- ◆ カジノ会社はコミュニティビジネスの創業を支援している(キム氏提案)

■ エコツーリズム

- ◆ 非営利の旅行会社「生命の森国民運動」を創立、事務局長を5年間務める
- ◆ 森の旅行プログラムを作る
- ◆ 実際にエコツーリズムを実施する企業を公募し、支援育成する

5. 実践事例

(1) コミュニティビジネス

キム・ジェヒョン氏(建国大学校)の実践 (報告書p.17-18)

■コミュニティビジネス支援センター

- ◆ 2010年、建国大学校内に支援センターを設立した
- ◆ 当初は、産業部のコミュニティビジネスモデル事業を受託した
- ◆ 現在4名のスタッフ。自治体からの収入で運営している

■DMZアカデミー

- ◆ DMZ地帯に残された自然の生態系保護と、住民の生活を両立するためのコミュニティビジネスを企画
- ◆ ひまわりを栽培して油を作り、祭りを行い、エネルギーを商品化する

5. 実践事例

(2) 協同組合教育・コンサルティング

チャン・ソンクォン氏(聖公会漢陽大学校)の見解 (報告書p.47-48)

■教育プログラム

- ◆ Advanced Management Program (AMP) (学位なしコース)
- ◆ 2015年1月発足
- ◆ 協同組合経営者50名を対象に6-7か月間トレーニング

■コンサルティング

- ◆ 博士課程の学生とチームで、協同組合や社会的企業へのコンサルティング
- ◆ Coopy協同組合を運営。教員・学生を組合員とする。協同組合経営者のトレーニングと調査研究を請け負う

5. 実践事例

(2) 協同組合教育・コンサルティング

チャン・ソンクォン氏(聖公会漢陽大学校)の見解 (報告書p.47-48)

■ 国際協力

- ◆ KOICA (韓国版のJICA)とともに、途上国での協同組合開発に取り組む
- ◆ KOICAは、ガーナ共和国で協同組合への資金と支援を投入
- ◆ 聖公会大学校が、国際援助スタッフに、協同組合に関する教育を行った

訪問調査とキム論文を通して得た知見 (前回の研究会報告との対比)

■ 韓国の社会的経済の法制度

- ◆ 社会的企業育成法、協同組合基本法、社会的経済基本法について、政府側の政策意図と、政策展開の時間軸、および政策の全体像を確認した(特に社会的企業振興院チェ氏、漢陽大キム氏)
- ◆ 「社会的協同組合」の導入意図としては、社会的企業に至るステップとして位置づけられていることが分かった

訪問調査とキム論文を通して得た知見 (前回の研究会報告との対比)

■ 韓国の社会的経済の法制度

- ◆ 社会的経済基本法案は、縦割り行政の既得権益に阻まれて成立困難になっているとの見解があった（⇒キム・ウィヨン、イム・ギホン(2015)や、藤井氏の年表では与野党間の方針対立として示されている）
- ◆ 法制度に対する批判も聞かれた（特に建国大キム氏）
- ◆ 協同組合、自活企業、マウル企業等の社会的経済組織に対する支援政策については、詳しく聞き出せなかった

訪問調査とキム論文を通して得た知見 (前回の研究会報告との対比)

■ 藤井氏の問いに対して

- ◆ 《問い》 政府における法制化の中心を担ってきたキム・チョンゴル氏等の考え方とソウル市長朴元淳氏の考え方は、ほぼ同じと考えて良いのか、それとも違うのか

- ◆ 協同組合などの社会的経済を推進する点では同じ方向を向いているが、考え方の出発点に違いがあるのではないか。
 - a. キム氏：**福祉政策の効率化を図ることが目的**。福祉サービスのエージェントとして社会的経済組織を位置づける。
 - b. 朴氏：参加型、ボトムアップの**民主的な地域社会を築くことが目的**。

今後の研究計画

■ 聖公会大学校との研究交流

- ◆ 2016年1月 協同組合経営学科 張承権(チャン・ソンクオン)教授を日本に招聘する予定
 - 1月11日(月)13:00-17:00 日韓の協同組合教育に関するワークショップ
 - 1月12日(火)13:30-16:45 韓国の社会的経済に関する講演会
(明治大学駿河台 グローバルフロント3階 4031教室にて;参加費無料)

- ◆ 朴貞仁さん(立教大学大学院)に、個別テーマについて資料収集を依頼した(高齢者政策、マイクロクレジット、フードバンク)

今後の研究計画

- 2016年度(2年目) 個別に韓国の社会的経済に関する調査
- 2017年度(3年目)
- 2018年度(4年目)

- ◆ 個々の研究メンバーが関心のあるテーマを追究
(必ずしも、社会的経済の法制度や類型化を中心課題とはしていない)
- ◆ 社会的企業研究会と密接に連携・分担
- ◆ 聖公会大学校との共同研究、交流の可能性を模索

ご清聴ありがとうございました

■ 報告書・報告資料

- ◆ 『韓国社会的経済調査報告 2015年度調査：2015年9月16～18日』
- ◆ 小関隆志「韓国の社会的経済組織形態の種類について」(2015.8.31 社会的企業研究会報告資料)
- ◆ キム・ジョングル(2014)「新しい成長と社会統合戦略：社会的経済」

■ ワークショップ(1.11)・講演会(1.12)問い合わせ・参加申し込み先

- ◆ 小関隆志(明治大学経営学部) koseki@meiji.ac.jp